

# 新型コロナウイルス感染症関連情報

㊦ 広報 あさひまち

令和2年12月16日号

④

## お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
FAX 67-2117

### 感染防止対策の徹底を！

12月12日、県内で1日の感染確認として過去最高の22人の新規感染者が確認されました。新規感染者数の確認は18日連続となり、これまでの累計では240人となりました。特に12月以降は急増し、新型コロナ専用病床の病床占有率は25.9%となっており、医療現場のひっ迫を招く恐れがあることから、非常に危機感を強めています。

こうした状況に加え、集団感染が確認されていることや、感染者が確認された地域も広がっていることなども踏まえ、県では、「感染が拡大傾向にある状態」と判断し、12月11日、山形県の「新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」をレベル4の【特別警戒】に引き上げました。

**レベル4**  
**【特別警戒】**  
感染が拡大傾向  
にある状態

町民の皆さまには、感染が拡大局面にあるということ踏まえ、一層の警戒をお願いします。感染リスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、基本的な感染防止対策として、マスクを正しく着用する、こまめな手洗い、適切な換気、身体的距離の確保など、「新・生活様式」を徹底していただくようお願いします。

そのうえで、年末年始を穏やかに迎えるためにも、集中的な取組みとして、町民の皆さま、事業者の皆さまに、以下4点の感染防止対策について、しっかりと徹底していただくようお願いします。

#### ▶特に注意していただきたい4点の感染防止対策

##### ①県外の感染拡大地域との往来について

政府が感染拡大地域と捉えている北海道や首都圏、関西圏、中部圏、沖縄県との間の不要不急の往来は、できる限り控えていただくようお願いします。やむを得ず移動する場合には、移動先でも「新・生活様式」の実践を徹底していただくようお願いします。

##### ②飲食店等の事業者に対する注意喚起について

飲食店等、同じ業態の業界団体や事業者の皆さまは、従業員の健康管理をしっかりと行うことを含めて、改めて業種別ガイドラインの遵守を徹底していただくようお願いします。また、利用者の方に対しても、会話の際のマスクの着用や身体的距離の確保、体調が悪い場合には利用を控えていただくことなど、感染防止対策への協力をお願いしていただくようお願いします。

##### ③会食の留意事項について

会食の際、町民の皆さまには少人数・短時間で、会食時の会話の際はマスクを着用していただくよう、改めてお願いします。また、飲食店を利用する際には、ガイドラインを実践している飲食店のご利用をお願いします。

##### ④高齢者等への注意喚起について

高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方は、御自身や周りの方の命を守るためにも、より慎重な行動をとっていただくようお願いします。特に、飲酒を伴う会合、会食はできる限り控えていただくようお願いします。

▶問合せ先 総務課 危機管理係 ☎67-2111

## 町民の皆さまへ

医療従事者の皆さまは、自らの感染リスクをかえりみず、医療の最前線で戦っておられます。また、保育・介護等の福祉サービス事業者の皆さまや運送事業者の皆さまにも、使命感を持って業務に従事いただいております。皆さまの御尽力に対しまして、改めて深く感謝申し上げます。そして、感染拡大防止に御協力いただいている全ての町民の皆さま、事業者の皆さまにも感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、気づかぬうちに誰でも感染する可能性がある病気です。私たちが今行うべきことは、感染防止対策の徹底であり、誰かを誹謗中傷することではありません。感染された方やその御家族、職場関係者、医療従事者などに対する心無い言動や SNS での書き込みなど、差別や偏見、いじめなどは決して行わないようにしましょう。お互いに思いやり、支え合いの気持ちを持って、一緒にこの難局を乗り切ってまいりましょう。

令和2年12月16日

朝日町新型コロナ感染症対策本部 本部長 朝日町長 鈴木浩幸

## 小中学校体育館の使用制限に関するお知らせ

県における「新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」のレベル4【特別警戒】が発令されたことに伴い、小・中学校体育館の使用を12月16日から町民限定とさせていただきますので、ご理解をお願いします。

### ▶問合せ先

教育文化課 生涯学習係

☎67-2118

## ひとり親家庭への県産布マスク配布のご案内

県では、子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭の皆さまに、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えるため、県産マスクを配布します。

児童扶養手当受給世帯等には、12月中にマスクをご自宅に送付します。1月以降、まだ手元にマスクが届かない場合は、下記の手順により申込みください。

### ▶対象世帯

県内在住のひとり親世帯

※満20歳未満の子どもがいる世帯に限ります。

※すでに県から届いている方は申請できません。

### ▶申請方法

インターネットで申請できます。インターネット申請が難しい場合は、下記までお問い合わせください。

### 【手順】

①県電子申請システム「やまがた e 申請」にアクセス。  
(URL) [https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList\\_detailaction?tempString=maskhaifu](https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detailaction?tempString=maskhaifu)  
または右記 QR コード参照

②下記2つの項目を満たすにチェック  を入れる。

・私は、山形に在住するひとり親家庭であることを申し出ます。

・私は、県からひとり親家庭に送付されたマスクを受け取っていません。

③氏名、郵便番号、住所、電話番号を入力し、申請する。

### ▶受付期間

令和3年1月1日(金)～3月28日(日)

### ▶問合せ先

県子育て若者応援部 子ども家庭課 家庭福祉担当

☎023-630-2263

健康福祉課 福祉子育て係

☎67-2156



◀やまがた e 申請  
QR コード